

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、携帯電話の発する電磁波が人体に及ぼす影響を考慮せず、地下鉄車内での携帯電話使用法を全面禁止から車両の一部区画のみを使用禁止区域とする変更を行い、車両の床改修などを実施したのは、不当な公金の支出にあたりと主張しています。

しかし、本件請求は、財務会計上の行為である車両の床改修などに要した公金支出の違法性・不当性ではなく、財務会計上の行為の原因である車内での携帯電話の使用方法などの非財務会計行為の不当性について監査を求めています、このような、非財務会計行為に係る請求は、財務会計上の行為を対象とする住民監査請求の対象とはなりません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。